## 北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画船場町地区地区計画を次のように変更する。

名 称				地区計画を次のように変更する。 船場町地区地区計画		
位 置			<u> </u>	北九州市小倉北区船場町及び馬借一丁目地内		
面積			ŧ	約0. 8ha		
地区計画の目標			り目標	本市では、小倉北区の都心部において魅力ある百万都市の顔づくりを進めるために、再開発事業などにより各種機能の整備や都市基盤整備を推進している。この一環として、都心部を流れる紫川の河川改修と併せて道路、公園等の都市施設と市街地整備を一体的に行い、良好な都市環境の形成を図る「紫川マイタウン・マイリバー整備事業」を推進しており、紫川を主軸として商業、業務、行政機能などの都心機能の強化と既存商業地区の回遊性の強化を図ることにより、都心部の活性化を進めている。このような背景において、船場町及び馬借一丁目地区は、川に開かれた商業空間として位置づけられており、土地の高度利用と都市空間の確保を図り、紫川の河川空間との連続性を創出するエリアとして期待されていることから、地区計画によって、事業効果の維持及び向上を図り、河川空間と一体感のある川沿いの景観を形成するために、適正な規制及び誘導を行うことを目的とする。		
7 K	区域の敷	土地利用の 方針		川に開かれた商業空間として、土地の高度利用と都市空間の確保を図る。		
の方針	塚の整備・開発	建築物等の 整備の方針		良好な都市環境を形成するために、環境悪化を防止するための用途の規制を行い、河川空間と調和した建物の建設と河川沿いにおける回遊性の確保を図るための制限を行う。		
	建築物等に関する事項	地区の 区 分	地区の名称	A地区	B地区	
地区整備計画			地区の面積	0. 3ha	0. 5ha	
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物		
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び河川境界線までの距離は2.0m以上とする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの (2) 公共用歩廊 (3) 建築物のうち、緊急離着陸場等の用に供する部分		
		工作物の設置の制限		市道船場町馬借1号線に面する側の 道路境界線から敷地側に2mの土地の区 域は、通路として確保するため、工作物そ の他支障となるものを設けてはならない。	_	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の 形態又は意 匠の制限	1 建物周辺の通路の仕上げについては、快適な歩行者空間として考慮されたものとする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺環境に調和する落ち着いたものとする。 3 広告物又は看板類の表示は、原則として自己の用に供するものとし、周辺の美観を損なわないものとする。	<ul><li>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺環境に調和する落ち着いたものとする。</li><li>2 広告物又は看板類の表示は、原則として自己の用に供するものとし、周辺の美観を損なわないものとする。</li></ul>
	項	垣 又 はさく の構造の制 限	道路又は河川に面する側の通路は、 市街地における公衆の円滑な通行の確 保に資するよう、垣又はさくを設けないこ と。	河川に面する側には、河川と建築物との一体感のある公共空間を形成するため、垣又はさくを設けないこと。

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

## 理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初 : 平成14年2月8日告示 第41号 変更(最終) : 平成29年1月24日告示 第29-2号

